

今後の地域包括支援センターのあり方にかかる
検討事項について

平成23年2月

大阪市 健康福祉局 高齢福祉担当

今後の地域包括支援センターのあり方にかかる検討事項について

1 総合相談窓口（ブランチ）のあり方について

総合相談窓口（ブランチ）の今後のあり方については、平成 21 年 7 月 22 日に開催された第 1 回大阪市地域包括支援センター運営協議会において、「当面、既存のブランチについては、新たに導入した評価の仕組みも活用して身近な総合相談窓口としてその役割を果たしていくこととし、順次設置されていくこととなる新しい地域包括支援センターの取り組み状況を平成 21・22 年度で検証しながら、平成 23 年度を目途にあり方を決定していく」こととしている。

地域包括支援センターの設置見直し

本市の地域包括支援センターの設置方針では、高齢者人口が概ね 1 万人前後に 1 ヶ所の設置となるように整備を進めていくこととしており、平成 24 年度当初には全市で 60～70 箇所程度の設置となることが見込まれる。

一方、ブランチについては、地域包括支援センターの増設数に対応する形で減少し、全市で 60～70 箇所程度となることが見込まれる。

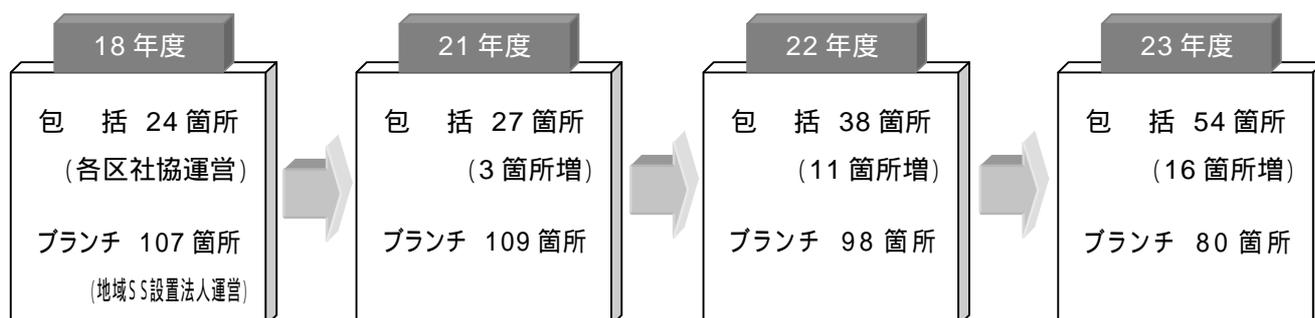
増設が決定した圏域等の状況（面積、中学校区・小学校区・人口）

平成 23 年 4 月までに増設が決定している圏域（30 圏域）及び増設が完了した区における区社協運営の地域包括支援センターの担当圏域（8 圏域）の状況は別表のとおりであり、圏域内の高齢者人口は平均で 9,154 人（5,029～12,714 人）、圏域面積 2.84 平方キロメートル（1.01～6.74 平方キロ）、ブランチ数 1.05 箇所（0～3 箇所）、中学校区数 1.89 校（1～3 校）、小学校区数 4.29 校（2～8 校）となっている。

介護保険制度の見直しの動向

平成 22 年 3 月の地域包括ケア研究会報告書では、地域包括ケアシステムの確立にあたり、「地域包括ケア圏域については、「概ね 30 分以内に駆けつけられる圏域」を理想的な圏域として定義し、具体的には中学校区を基本とする。」とされている。

また、平成 22 年 11 月 30 日に開催された社会保障審議会介護保険部会で審議された「介護保険制度の見直しに関する意見」では、「地域包括支援センターは 4,056 箇所設置され、ブランチ等を合わせると 7,003 箇所が整備されているが、今後、全中学校区（1 万箇所）を目指して拠点整備を進めていくことが必要である。」とされている。



区	包括	区面積 (km ²)	中学校区 数	小学校区 数	連合 振興 町会 数	平成23年度						
						区 社協 その他	高齢者 数	圏域 面積	プ ラ ン チ 数	配 置 職 員 数	中 学 校 区 数	小 学 校 区 数
北区		10.33	5	11	19		20,197	9.25	3	10.0	5	11
	北区 大淀						9,552	5.37	1	5.0	2	5
都島区		6.05	5	9	9		21,412	5.43	3	10.5	5	9
	都島区 北部						10,341	2.82	1	5.0	2	4
港区		7.90	5	11	11		20,776	5.73	3	10.0	5	11
	港区 南部						11,960	3.06	2	5.5	3	6
西淀川区		14.23	4	14	14		21,374	10.74	2	10.5	4	14
	西淀川区 南西部						11,757	4.43	1	5.5	2	8
淀川区		12.64	6	17	18		35,612	11.54	3	18.5	6	17
	淀川区						11,058	2.62	2	5.5	2	5
	東部						9,297	3.45	1	5.0	1	5
	南部 西部						9,860	3.30	0	5.0	2	5
東淀川区		13.25	8	17	17		21,212	6.61	4	10.0	5	9
	東淀川区 北部 南西部						10,656	3.02	1	5.0	2	5
生野区		8.38	9	19	19		15,771	2.79	1	8.5	3	7
	生野区 鶴橋						8,009	1.42	0	4.5	1	3
旭区		6.30	4	10	10		25,566	5.91	2	13.0	4	10
	旭区						8,467	1.67	1	4.5	1	3
	東部						10,914	2.43	1	5.0	2	4
	西部						6,185	1.81	0	3.5	1	3
城東区		8.42	6	16	16		18,193	4.45	0	9.5	3	8
	城東区 放出・城陽						9,614	2.32	0	5.0	2	4
鶴見区		8.16	5	12	11		7,846	3.21	0	4.0	2	5
	鶴見区 西部						7,846	3.21	0	4.0	2	5
住之江区		20.77	7	15	14		30,020	13.31	3	16.5	7	15
	住之江区						9,689	6.74	1	5.0	2	5
	さきしま						5,029	2.51	1	3.5	2	4
	加賀屋・粉浜 安立・敷津浦						8,895	2.55	1	4.5	2	4
住吉区		9.34	8	14	12		18,199	3.89	3	9.5	4	6
	住吉区 北 東						9,355	2.13	1	5.0	2	3
東住吉区		9.75	7	14	14		16,702	4.40	2	9.0	4	8
	東住吉区 矢田 中野						8,055	2.58	2	4.5	3	4
平野区		15.30	11	23	22		50,155	15.18	6	25.5	11	23
	平野区						10,332	3.11	1	5.0	3	4
	加美						9,296	3.49	0	5.0	2	4
	長吉						12,714	3.83	2	6.0	3	7
	瓜破 喜連						8,232	2.93	1	4.5	2	4
西成区		7.35	6	14	16		24,822	5.45	5	13.0	4	10
	西成区 玉出						8,643	2.28	2	4.5	1	3
	北西部 東部						7,523	2.16	1	4.0	2	5
合計		158.17	96	216	222	38	347,857	107.89	40	178.0	72	163
	区社協					8	83,156	29.82	10	41.0	17	40
	その他					30	264,701	78.07	30	137.0	55	123

平成23年度							
区 社協 その他	高齢者 数	圏域 面積	プ ラ ン チ 数	配 置 職 員 数	中 学 校 区 数	小 学 校 区 数	
全包括平均	38	9,154	2.84	1.05	4.68	1.89	4.29
区社協包括	8	10,395	3.73	1.25	5.13	2.13	5.00
その他包括	30	8,823	2.60	1.00	4.57	1.83	4.10

圏域面積は概数であり、国土地理院発表の「全国都道府県市区町村別面積調」の数値と一致しない。

各圏域の境界に接する河川及び人口0人の町丁目(H17国勢調査)は圏域面積に含まない。

全市計	222.30	127	297	331	54	618,654	190.64	80	314.5	127	297
-----	--------	-----	-----	-----	----	---------	--------	----	-------	-----	-----

ランチの今後のあり方について、

中学校2校区分、小学校4校区分（いずれも平均値）という身近な地域を担当する地域包括支援センターの設置が進み、地域包括支援センターの充実を図る一方で、地域包括支援センターの業務の一部を担うランチの必要性は薄れつつあるのではないかと

という考え方がある。一方で、

身近なランチがなくなることで、住民の利便性が後退するのではないかと

ランチの活動実態は様々であるが、実績のあるランチは地域にとって必要な存在であり、身近な地域を担当する地域包括支援センターが設置された後も、包括と連携した地域の身近な相談窓口として、引き続きその活用を図るべきではないかと

ランチのほとんどは、平成6年以降概ね中学校区に1ヶ所整備してきた地域在宅サービスステーション（在宅介護支援センター）であり、仮にランチという考え方がなくなったとしても、在宅介護支援センターとして引き続きその活用を図るべきではないかと

という考え方がある。



「包括・ランチ等を合わせて今後全中学校区を目指して拠点整備を進める」との国の動向を踏まえると、圏域の規模・地域性等を勘案し、必要と認められる圏域には引き続きランチを設置すべきではないかと

その際には、ランチが担うべき役割を改めて明確化したうえで、一定の設置要件を設定し、圏域ごとに地域の実情を十分踏まえた検討を行う必要があるのではないかと

また、引き続きランチを設置することを決定した場合であっても、一律に既存のランチ運営法人に運営を委託するのではなく、評価のしくみも活用してこれまでの活動実績を評価したうえで、適切なランチ運営が確保できる法人に運営を委託すべきではないかと

2 地域包括支援センターの充実のための方策について

認知度の向上

- ・名称のわかりにくさ、愛称の必要性について

地域包括支援センターの後方支援

- ・専門性の向上のための取り組み（研修・スーパーバイズ機能）について

区運営協議会の充実

- ・地域包括支援センター・ブランチの質的な評価の場、区内関係機関の連携・協議の場とするための区運営協議会の活性化について

区内の諸機関との調整

- ・区内の地域包括支援センターを代表し、センター間の意見調整等を行う取りまとめ役の必要性について

運営法人選定

- ・包括の役割を十分に担える法人を確実に選定するための選定基準等の更なる改善、及び3年間の委託期間が満了する包括の運営法人の選定方法について